

# 平成24年度実施施策に係る事後評価書

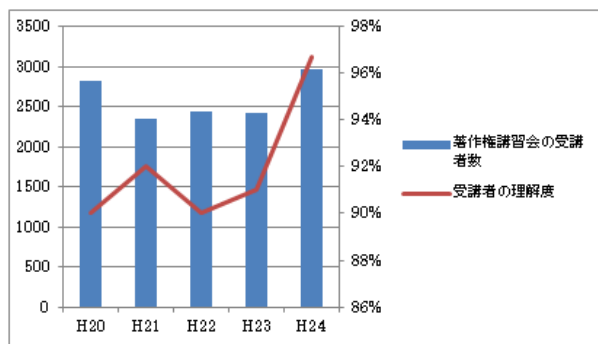
(文部科学省 24-13-4)

施策目標	文化芸術振興のための基盤の充実
施策の概要	文化芸術振興のための基盤として、第三次基本方針の重点戦略に係るPDC Aサイクルを確立するとともに、著作権の適切な保護と公正な利用、国語の改善・普及、日本語教育の充実を図る

達成目標 1	第3次基本方針の重点戦略に基づく施策の着実な進行管理が行われるとともに、同基本方針に沿った施策の企画・立案に資する。							
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値	
	一年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	—	
①第3次基本方針の重点戦略に係るPDC Aサイクルが確立される。	—	—	—	—	「文化政策の評価手法に関する調査研究」の実施(委託)	「文化政策の評価手法に関する調査研究」の実施(委託)	調査研究等の成果を踏まえた評価の実施	
年度ごとの目標値		件	件	件	1件	1件		
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値	
	一年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	—	
②文化審議会において第3次基本方針の重点戦略に基づく施策の進捗状況を把握するとともに、必要な調査研究を実施する。	—	—	—	—	文化審議会における進捗状況の点検、「文化政策の評価手法に関する調査研究」の実施	文化審議会における進捗状況の点検、「文化政策の評価手法に関する調査研究」の実施	文化審議会の開催、必要な調査研究の実施	
年度ごとの目標		—	—	—	—	—		
達成目標 1 の評価結果								
<p>(評価結果)</p> <p>毎年文化審議会において進捗状況の点検を行うなど、目標としている施策の着実な進行管理を適切に実行できた。また、文化行政におけるPDC Aサイクルをより一層実効性のあるものとするため、平成23年度から「文化政策の評価手法に関する調査研究」を行うなど、前向きに取り組んでいることから、目標は達成できているといえる。</p> <p>(課題)</p> <p>審議会における進捗状況の点検結果や委託調査研究の成果を、今後の文化行政の企画・立案等に一層取り入れていくための方策を考えることが大切である。</p>								
これまでに実施している主な達成手段								
事業名	24年度 補正後予算 額(千円)	25年度 当初予算額(千円)	事業概要			関連 する 指標	行政事業 レビュー シート番号	担当課
文化政策企画立案	27,577	45,972	文化芸術振興基本法に基づく「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)」(平成23年2月8日閣議決定)を踏まえ、我が国の文化芸術の総合的な振興を図るための施策の企画・立案に当たり、文化行政に関する各種データや資料の収集、調査研究を行う。			達成 目標 1-① ②	0403	文化庁 長官官房 政策課

達成目標 2	著作権制度の普及・啓発を行い、著作者等の権利の適切な保護と公正な利用が図られる。						
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
① 著作権講習会の受講者数	2,603人	2,821人	2,345人	2,450人	2,424人	2,967人	過去3カ年の平均人数以上
年度ごとの目標値		3,193人	3,124人	2,589人	2,538人	2,406人	
② 著作権講習会受講者の理解度 (「理解が深まった」と回答する割合)	(21年度) 92%	90%	92%	90%	91%	96.7%	過去3カ年の平均理解度以上
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
③ 著作権講習会の開催箇所数	13箇所	15箇所	13箇所	14箇所	17箇所	18箇所	過去3カ年の平均開催箇所数以上
年度ごとの目標値		14箇所以上	14箇所以上	14箇所以上	14箇所以上	15箇所以上	

【グラフ①：成果指標①②著作権講習会の受講者数と受講者の理解度】



毎年度 90%以上の満足度を得られている。

達成目標 2 の評価結果

(評価結果)

一般の国民、都道府県の著作権事務担当者、図書館職員及び教職員を対象とした各種講習会を開催している。講習会参加者に対しアンケートを実施しているが、その理解度は毎年90%以上であり、基本的な著作権知識の普及啓発活動を適切に実行できているといえる。また、講習会だけでなく著作権に関する学習ソフトをホームページを通じて広く提供している。目標値は達成できているといえる。

(課題)

成果をもとに、より多くの国民に著作権の基本的知識の普及を図るための方策を考える必要がある。

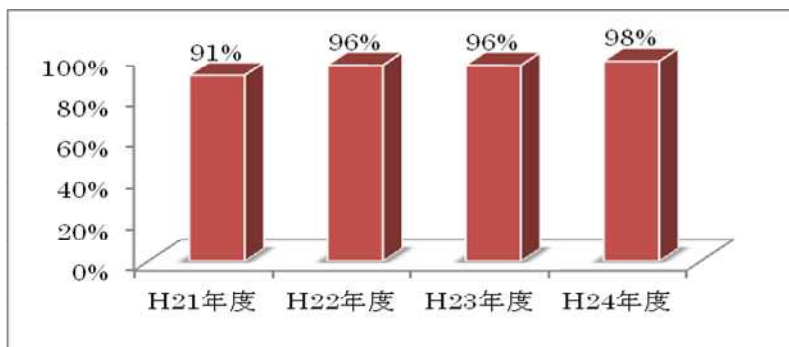
これまでに実施している主な達成手段

事業名	24年度 補正後予算額 (千円)	25年度 当初予算額 (千円)	事業概要	関連 する 指標	行政事業 レビュー シート番号	担当課
著作権施策の推進	169,676 (内 5,777)	186,466 (内 6,793)	著作権に関する普及啓発事業は「対象者別セミナーの開催」など、国民への啓発活動や著作権学習教材作成等を行う。 情報化の進展に対応した著作権施策の推進として、著作物の流通促進のための各種調査研究等を実施する。 著作権制度の国際的調和の推進は、多国間、複数国間、二国間の著作権に関連する国際的な枠組み策定の動きに対応するため、世界知的所有権機関(WIPO)における国際会議等への参加、WIPOに対する拠出金によるアジア地域著作権制度普及促進事業(アジア諸国を対象とした国際シンポジウム・各種セミナーの開催、専門家の派遣等)を実施する。 二国間協議等の場を通じた侵害発生国・地域への取	達成目標 2-①～③ 3-①～③	0409	文化庁 長官官房 著作権課/ 国際課

			締強化の要請、日米欧連携した海賊版対策の強化、権利の執行推進の支援、トレーニングセミナーの実施等、アジア諸国等における海賊版対策事業を実施する。			
--	--	--	--	--	--	--

達成目標 3	アジア諸国等における海賊版対策を通じて、我が国の著作物を適切に保護するための条件整備が図られる。						
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値
	21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
① トレーニングセミナー受講者数	503人	577人	503人	416人	414人	326人	過去3カ年の平均人数以上
年度ごとの目標値	/	-	-	563人以上	499人以上	444人以上	/
② トレーニングセミナー受講者の有益度指数(肯定的回答の割合)	91%	98%	91%	96%	96%	98%	過去3カ年の平均割合以上
年度ごとの目標値	/	-	-	95%以上	95%以上	94%以上	/
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値
	一年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
③ 毎年度、著作権侵害発生国(平成23年度：中国7か所)の取締機関職員等に対し、著作権や日本コンテンツに関する知識を付与する	-	トレーニングセミナーを8都市で開催(中国・台湾・カンボジア)。	トレーニングセミナーを7都市で開催(中国・台湾・韓国)	トレーニングセミナーを8都市で開催(中国・台湾・韓国)	トレーニングセミナーを7都市で開催(中国・台湾)	トレーニングセミナーを6都市で開催(中国・台湾)	トレーニングセミナーを著作権侵害発生国の6カ所以上の都市で開催する。
年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-	/

【グラフ①：成果指標②トレーニングセミナー受講者の有益度指数（肯定的回答の割合）】



受講者に占める肯定的な回答をした者の割合は、毎年度 90%以上を維持している。

達成目標 3 の評価結果

(評価結果)

成果指標の対象としているトレーニングセミナーについては、侵害発生国の取締機関職員を対象としたセミナーを開催し、当該国における海賊版取締りの実効性を高めるために著作権や日本コンテンツに関する知識を提供することができた。新規事業を実施するにあたり既存事業の一部縮小をはかる必要があり、トレーニングセミナーの開催回数を見直しを行ったことから、受講者数については目標値を下回ったものの、受講者の有益度指数においては目標を達成できている。

その他に実施している主な達成手段については、WIPO に対する拠出金により、著作権制度の能力開発及び制度整備のためにソロモン諸島及びベトナムにおいてシンポジウムを実施するとともにフィリピン、ベトナム、インドネシア及びタイにおいてセミナーを実施した。

二国間協議については、日韓著作権協議を実施し、著作権侵害コンテンツの摘発等について引き続き効果的な対策を要請した。グローバルな著作権侵害への対応としては、侵害発生国・地域の著作権に係る権利執行のための法的枠組み及び執行状況調査を行うとともに、侵害発生国・地域の著作権担当当局職員を対象とする法制面の整備による権利執行の強化に関するセミナーを実施し、必要な知識を提供した。

権利の執行推進の支援としては、タイにおける権利執行をテーマに我が国の権利者に向けてセミナーを開催し、必要な情報を提供した。

以上をふまえると、達成目標 3 は概ね達成されたと言える。

(課題)

今後は、権利者の意見もふまえ、これまで中国・韓国等を対象としていた二国間協議の対象国を拡大し、より一層効果的な著作権侵害対策を実施していく必要がある。

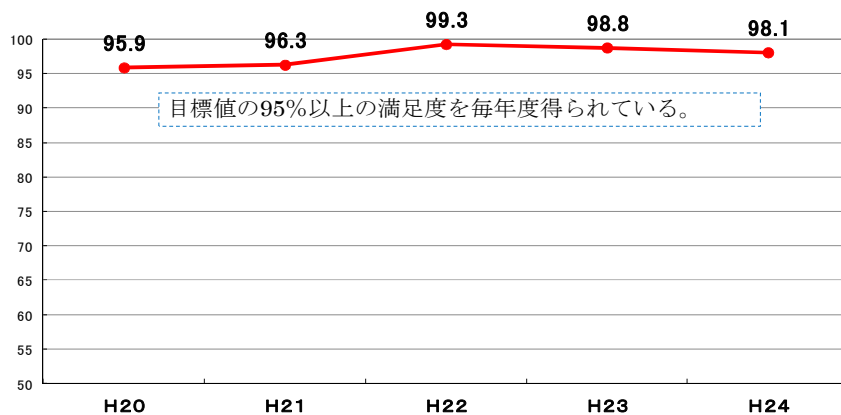
これまでに実施している主な達成手段

事業名	24年度 補正後予算額 (千円)	25年度 当初予算額 (千円)	事業概要	関連 する 指標	行政事業 レビュー シート番号	担当課
著作権行政の充実	27,348 (内 27,280)	25,831 (内 25,763)	世界知的所有権機関分担金は、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約パリ改正条約(以下、「ベルヌ条約」という。)第25条(4)(a)において、WIPO運営費を支払うことが加盟国に義務づけられており、我が国は等級Ⅰ(その他の等級Ⅰの加盟国:アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ)に分類されて、これを文化庁26.6%、特許庁73.4%の比率で支払っている。	達成目標3	0408	文化庁 長官官房 著作権課/ 国際課
著作権施策の推進	169,676 (内 103,485)	186,466 (内 127,079)	著作権に関する普及啓発事業は「対象者別セミナーの開催」など国民への啓発活動や著作権学習教材作成等を行う。 情報化の進展に対応した著作権施策の推進として、著作物の流通促進のための各種調査研究等を実施する。 著作権制度の国際的調和の推進は、多国間、複数国間、二国間の著作権に関連する国際的な枠組み策定の動きに対応するため、世界知的所有権機関(WIPO)における国際会議等への参加、WIPOに対する拠出金によるアジア地域著作権制度普及促進事業(アジア諸国を対象とした国際シンポジウム・各種セミナーの開催、専門家の派遣等)を実施する。 二国間協議等の場を通じた侵害発生国・地域への取締強化の要請、権利の執行推進の支援、トレーニングセミナーの実施、グローバルな著作権侵害への対応等、アジア諸国等における海賊版対策事業を実施する。	達成目標2-①～③ 3-①～③	0409	文化庁 長官官房 著作権課/ 国際課

達成目標4	国語の改善及びその普及が図られるとともに、国内に居住する外国人の日常生活に必要とされる日本語能力の向上が実現され、円滑な社会生活を送ることができるようになる。						
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値
	20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	—
① 国語問題研究協議会参加者の満足度(受講して「大変よかった」、「まあよかった」と回答する割合)	(19年度) 95.9%	95.9%	96.3%	99.3%	98.8%	98.1%	(毎年度) 95%以上
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	
② 日本語教育実施機関・施設等数の増加	658	658	628	702	696	881	730
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	

③ 日本語教育研究協議会参加者の満足度(受講して「大変参考になった」「参考になった」と回答する割合)(毎年)	(19年度) 91.1%	91.1%	95.8%	93.8%	96.6%	96.1%	92%以上
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値
	一年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
④ 国語に関する意識調査、表記の指針の策定、国語施策の周知等を実施。地域における日本語教育の機会の充実や内容改善のための支援等を実施。	—	・「国語に関する世論調査」を実施 ・「国語問題研究協議会」等を開催 ・地域における日本語教育の機会の充実や内容改善のための支援を実施	・「国語に関する世論調査」を実施 ・「国語問題研究協議会」等を開催 ・地域における日本語教育の機会の充実や内容改善のための支援を実施	・「国語に関する世論調査」を実施 ・「国語問題研究協議会」等を開催 ・文化審議会での審議の結果、「改定常用漢字表」を答申 ・地域における日本語教育の機会の充実や内容改善のための支援を実施	・「国語に関する世論調査」を実施 ・「国語問題研究協議会」等を開催 ・地域における日本語教育の機会の充実や内容改善のための支援を実施	・「国語に関する世論調査」を実施 ・「国語問題研究協議会」等を開催 ・地域における日本語教育の機会の充実や内容改善のための支援を実施	国語に関する意識調査、表記の指針の策定、国語施策の周知等を実施する。地域における日本語教育の機会の充実や内容改善のための支援等を実施する。
年度ごとの目標		—	—	—	—	—	

【グラフ①: 成果指標① 国語問題研究協議会参加者の満足度】



達成目標4の評価結果

(評価結果)

○国語の改善及びその普及について

平成24年度は、文化審議会国語分科会に国語課題検討小委員会を設置し、今後国語施策として具体的に取り組むべき課題について検討を重ねた。審議の結果は、「国語分科会で今後取り組むべき課題について(報告)」として平成25年2月に取りまとめられ、平成25年度以降の国語施策の推進のために活用することとしている。

また、毎年度「国語に関する世論調査」を実施しているが、その結果を平成24年9月に報道発表した。これが、各メディアの報道に大きく取り上げられ、国民の国語への関心の喚起につながったと考えられる。さらに、本結果は、上記の国語課題検討小委員会の審議にも活用された。

なお、国語施策の一環として、その普及と理解の促進を図るため、国語問題研究協議会を実施し、平成24年度は、東西2か所で開催、320名の参加者を集めた。参加者の満足度は98.1%であり、目標値以上の結果を得られた(指標①)。

○外国人に対する日本語教育の充実について

平成24年度は、文化審議会国語分科会に日本語教育小委員会を設置し、日本語指導者の指導力評価の内容・方法について検討を重ねた。審議の結果は、「「生活者としての外国人」のための日本語教育における指導力評価について」として平成25年2月

に取りまとめられた。また、同小委員会に設置した「課題整理に関するワーキンググループ」において、日本語教育を推進する意義等について再確認するための検討を行い、改めて基本的な考え方を整理した上で、日本語教育を推進するに当たっての主な論点を整理した。審議の結果は、「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」として平成25年2月に取りまとめられ、平成25年度以降の日本語教育の具体的な施策の方向性や推進方を議論していく際に活用することとしている。

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業については、地方自治体で実施されている取組の質の向上を図るために、平成24年度から、文化審議会国語分科会で取りまとめた「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」等を活用することを新たに必須の要件とし、その成果を普及しながら、これらの検証・改善につなげられるようになり、国としての役割を一層明確化することができた。

また、日本語教育に関する教材、カリキュラム、報告書、論文、施策資料等を横断的に検索できる情報検索サイトである日本語教育コンテンツ共有システム「NEWS」を平成24年度に開発し、平成25年4月から運用を開始した。

なお、日本語教育に対する理解の増進を図り、日本語教育の充実と推進に資するため日本語教育研究協議会を実施し、日本語教師などの日本語教育関係者387名の参加者を集めた。参加者の満足度は96.1%であり、目標値以上の結果を得られた（指標③）。

指標②の日本語教育実施機関・施設等数については、平成24年度は881で、目標値以上の結果を得られた。これは、上記の施策を通じて日本語教育の体制整備が進んだことが理由の一つとして考えられる。

以上の結果を踏まえると、国語の改善・普及及び外国人に対する日本語教育において、当初の目標を達成することができたと言える。

（課題）

国語の改善及びその普及については、上述の「国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）」の中で、「国語に関する世論調査」のより有効な活用方法を検討すること等が記載されている。

外国人に対する日本語教育の充実については、上述の「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」の中で、整理した11の論点について関係府省や関係機関・団体からのヒアリング等を実施し、問題点の把握、必要なデータの収集、意見の収集を行った上で、検討課題の優先順位と基本的な方向性等の検討を行うこと等が記載されている。

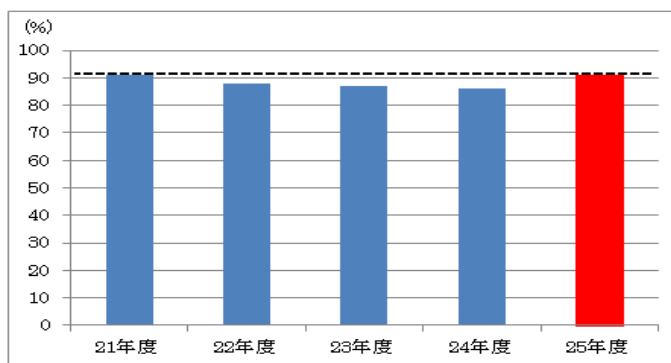
これまでに実施している主な達成手段

事業名	24年度 補正後予算 額（千円）	25年度 当初予算額 （千円）	事業概要	関連 する 指標	行政事業 レビュー シート番号	担当課
国語施策の充実	45,170	51,953	現代の社会状況の変化に伴い微妙に変化する日本人の国語意識や具体的な言葉の理解の現状を調査し、国語に関する経年的データを得ることを目的とした「国語に関する世論調査」を実施する。 また、我が国における言語・方言のうち、ユネスコが平成21年に最新版を発行した“Atlas of the World's Languages in Danger”で消滅の危機にあるものとして挙げられた8言語・方言や東日本大震災の影響が懸念される東北地方沿岸部の方言等について、その実態や保存継承の取組に関する調査を実施する。 文化庁の実施する国語施策を周知するとともに、国語をめぐる諸問題を取り上げ、改善の方法等について関係団体や有識者から意見を聞く「国語問題研究協議会」を全国2か所で開催する。 これまでの国語審議会や文化審議会における答申等の情報を文化庁ホームページで提供する国語施策情報システムの改善を行い、利用者の利便性を向上させる。	達成目標 4-①④	0410	文化庁文化部 国語課
外国人に対する日本語教育の推進	243,071	216,238	日本語教育推進の基礎資料とするため、日本語教育実施機関・施設等に関する実態を把握する調査や諸外国における外国人に対する言語施策に関する調査研究といった日本語教育に関する調査研究を実施する。 通所式施設において、閣議了解「難民対策について」（平成14年8月7日）及び閣議了解「第三国定住難民受入れに関するパイロットケースの実施について」（平成20年12月16日）によって受け入れている条約難民及び第三国定住難民等に対し日本語教育を実施するとともに、地域における難民の受入れ体制や難民が継続的に日本語を学べる環境を整えることで、難民の自立を促進する。 外国人が日本社会の一員として支障なく生活できるように必要な日本語能力を身につけるため、日本語教室の実施、日本語教育を行う人材の養成・研修の実施、日本語教育のための学習教材の作成等を行う取組や、地域の創意に基づき、多様な機関等との連携・協力を図り、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の体制整備を促進する取組を支	達成目標 4-②～④	0411	文化庁文化部 国語課

			援する。 地域における日本語教育の現状及び課題について報告等を行う日本語教育研究協議会を開催し、関係府省や関係機関と情報共有を図る。 また、日本語教育機関の持つ日本語教育コンテンツの共有化と活用を促すことを目的とする日本語教育コンテンツ共有システム「NEWS」を整備する。			
--	--	--	--	--	--	--

達成目標 5	日常の管理運営業務における具体的な事務処理方法等を周知するとともに、宗教法人の適正な管理運営について意識の徹底を図る。						
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値
	21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	—
① 宗教法人実務研修会受講者の満足度（「とても有意義であった」「有意義であった」と回答する割合）	91%	—	91%	88%	87%	86%	91%以上
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値
	—年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎年度
② 宗教法人実務研修会（宗教法人の事務担当者を対象）の開催	—	全国5ブロック9箇所 で宗教法人実務研修会 （宗教法人の事務担当 者を対象）を開催し た。	全国5ブ ロック9箇所 で宗教法人 実務研修会 （宗教法人 の事務担当 者を対象） を開催し た。	全国5ブ ロック9箇所 で宗教法人 実務研修会 （宗教法人 の事務担当 者を対象） を開催し た。	全国5ブ ロック9箇所 で宗教法人 実務研修会 （宗教法人 の事務担当 者を対象） を開催し た。	全国5ブ ロック9箇所 で宗教法人 実務研修会 （宗教法人 の事務担当 者を対象） を開催し た。	全国5ブ ロック9箇所 で宗教法人 実務研修会 （宗教法人 の事務担当 者を対象） を開催する。
年度ごとの目標		—	—	—	—	—	

【グラフ①：成果指標①宗教法人実務研修会受講者の満足度】



満足度は80%台後半を維持している。

達成目標5の評価結果

(評価結果)

目標値には及ばなかったが、満足度は80%台後半を維持しており、概ね目的は達成されたと思われる。  
近年では、本研修会の内容を評価し、その充実を図るために、外部委員を交えた「評価企画会議」を、平成19年度から毎年度、研修会実施前後の2回開催している。  
研修会参加者からの要望や同会議での検討を生かしつつ、順次、共催都道府県による講義の導入、会計に関する専門コースの追加による開催日数の1日から2日間への延長、宗教法人実務に関する紹介DVDの上映等を含めて研修会参加者のニーズに応じた研修内容の工夫・充実を図っており、その結果としてこの満足度を維持できたものと思われる。  
これにより、法人意識の徹底・事務能力の向上を図ることができ、宗教法人の管理運営の適正化に繋がっていると考えられる。

(課題)

研修会参加者が本研修会に期待する内容は毎年必ず同一になるものではないことに常に留意し、参加者にとってより実のある研修の場になるよう継続的に工夫・充実を図っていく必要がある。

これまでに実施している主な達成手段

事業名	24年度 補正後予算 額(千円)	25年度 当初予算額 (千円)	事業概要	関連 する 指標	行政事業 レビュー シート番号	担当課
宗務行政の推進	43,700	44,167	宗務行政の推進にあたり、経常的に必要となる事務処理、宗教法人等に対する研修会等の実施、宗教法人の適正な管理運営に資するための資料等を作成するとともに、宗教に係る調査研究及び資料収集を行う。	①～②	0412	文化庁文化部 宗務課

(参考) 関連する独立行政法人の事業 (※必要に応じて関連する達成目標に入れても良い)

独立行政法人の事業名	24年度 補正後予算額 (千円)	25年度 当初予算額 (千円)	事業概要	関連 する 指標	行政事業 レビュー シート番 号	担当課

施策目標に関する評価結果

【必要性等】

(必要性の観点) :

平成23年2月に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第三次基本方針)」では、「文化芸術の振興に関する基本的施策」のなかで、「国語の正しい理解」「日本語教育の普及及び充実」「著作権等の保護及び利用」が文化の基盤をなすものとして位置づけられている。著作権等の保護及び利用については、「知的財産推進計画」においても新しい課題への対応が重点事項として取り上げられるなど、政府をあげて取り組むべき課題の1つとされている。宗教法人法では、憲法に定められた信教の自由と政教分離の原則を基本とし、宗教法人の「自由と自主性」「責任と公共性」の2つの面からの要請を骨子として体系が組み立てられており、その適正な運用の徹底が求められている。また、「重点施策を推進するに当たって留意すべき事項」として、「計画、実行、検証、改善(PDCA)サイクルの確立等」が掲げられている。

これらを踏まえ、今後も、社会の変化に対応しながら文化芸術の振興を図っていくため、その基盤の充実に着実に取り組んでいく必要がある。

(有効性の観点) :

以下の観点から各施策は有効であるといえる。

- ・達成目標1: 第3次基本方針の重点戦略に基づく施策の着実な進行管理が行われるとともに、同基本方針に沿った施策の企画・立案が行われている。
- ・達成目標2: 一般の国民、都道府県の著作権事務担当者、図書館職員及び教職員を対象とした各種講習会を開催している。講習会参加者に対しアンケートを実施しているが、その理解度は毎年90%以上であり、基本的な著作権知識の普及啓発活動を適切に実行できているといえる。また、講習会だけでなく著作権に関する学習ソフトをホームページを通じて広く提供している。著作物の利用実態や流通の在り方に関する調査研究等を通じ、情報化の進展に対応した著作物の円滑な流通を促進している。
- ・達成目標3: 侵害発生国の取締機関職員を対象としたトレーニングセミナーを開催し、当該国における海賊版取締りの実効性を高めるために著作権や日本コンテンツに関する知識を提供するなど、アジア諸国等における海賊版対策を実施することにより、我が国の著作物を適切に保護するための条件整備が図られている。
- ・達成目標4: 国語問題研究協議会や「国語に関する世論調査」を通じ、国民の国語に対する理解を深めている。また、日本語教室の実施、日本語教育を行う人材の養成・研修の実施、日本語教育のための学習教材の作成等を行う取組の支援等を行うことにより、外国人が日本社会の一員として日本語を用いて円滑に生活を送ることにより寄与している。
- ・達成目標5: 宗教法人の事務担当者を対象とした研修会の開催等を通じ、適切な事務処理の重要性についての啓発と、具体的な処理能力の向上を図ることにより、適正な宗教法人の管理運営に寄与している。

(効率性の観点) :

各目標を効率的に達成するために、限られた予算を有効に活用し、また行政事業レビューで指摘を受けた事項を踏まえ各事業をおこなった。



### 【今後の課題】

- ・達成目標1：文化審議会における進捗状況の点検結果や委託調査研究の成果を、今後の文化行政の企画・立案等に一層取り入れていくための方策を考える必要がある。
- ・達成目標2：著作権制度の普及・啓発を行い、著作者等の権利の適切な保護と公正な利用を図るために、各種講習会等の成果をもとに、より多くの国民に著作権の基本的知識の普及を図るための方策を考える必要がある。
- ・達成目標3：海賊版対策を通じた、我が国の著作物を適切に保護するための条件整備に関しては、これまで中国等を中心にセミナーを開催してきたが、権利者の意見等もふまえて、東南アジアを中心に対象国の拡大を検討する必要がある。
- ・達成目標4：国語問題研究協議会について、参加者の中に、本務等の都合で、協議会に部分的な参加しかできなかった方がおり、全体を通しての評価が記入されていないケースが、例年より多く発生した。平成25年度以降は、参加の在り方の現状等を勘案し、評価項目の内容を見直すとともに、希望者がより参加しやすい協議会の在り方について検討していきたい。
- ・達成目標5：宗教法人実務研修会の参加者が研修会に期待する内容は毎年必ず同一になるものではないことに常に留意し、参加者にとってより実のある研修の場になるよう継続的に工夫・充実を図っていく必要がある。

### 【行政事業レビューの指摘】

<現状通り>

著作権行政の充実

<事業内容の改善>

文化政策企画立案、著作権施策の推進、国語施策の充実、外国人に対する日本語教育の推進、宗務行政の推進

### 【行政評価・監視の勧告】

—

## 【評価結果を踏まえた施策への反映方針】

### 【評価結果を踏まえた施策への反映方針】

- ・達成目標1：審議会における進捗状況の点検結果や委託調査研究の成果を、今後の文化行政の企画・立案等に一層取り入れていくための方策を考えていく。
- ・達成目標2：引き続き、対象別各種講習会を実施し、著作権制度の普及・啓発を行っていくが、参加者が満足の得られるような講習会の中身の充実に努めていく。
- ・達成目標3：我が国の著作物を適切に保護するための条件整備を図るため、権利者の意見もふまえて、これまで中国・韓国等を対象としていた二国間協議について東南アジアを中心に対象国を拡大するとともに、中国を中心に実施してきたトレーニングセミナー、平成24年度から開始したグローバルな著作権侵害への対応、平成25年度からの新規事業である侵害発生国・地域における著作権普及啓発の各事業についても東南アジアを対象国としつつ、より一層効果的な侵害対策事業を実施する。
- ・達成目標4：引き続き、国語の改善及びその普及と外国人に対する日本語教育の充実を進めるための取組を行うとともに、平成24年度の文化審議会国語分科会の審議の結果を踏まえて、施策を着実に実施する。
- ・達成目標5：引き続き、宗教法人実務研修会について、受講者の理解度向上を図るため、参加者からの要望や評価企画会議での検討を生かして内容の充実を図り、一層の宗教法人実務の啓発に努めていく。

### 【具体的な概算要求の内容】（主なもの）

<新規要求・拡充事業（同額を含む）>

- ・著作権行政の充実（拡充）  
平成26年度概算要求額：27百万円
- ・著作権施策の推進（拡充）  
平成26年度概算要求額：188百万円
- ・国語施策の充実（拡充）  
平成26年度概算要求額：58百万円
- ・外国人に対する日本語教育の推進（拡充）  
平成26年度概算要求額：335百万円

<廃止・縮減事業>

- ・文化政策企画立案（縮減）  
平成26年度概算要求額：35百万円
- ・宗務行政の推進（縮減）  
平成26年度概算要求額：43百万円

### 【具体的な機構定員要求の内容】

- ・達成目標3  
著作権等の二国間・複数国間の各種協定等に対する体制強化のために、国際協定専門官を1名、渉外企画係員を1名要求。
- ・達成目標4  
消滅の危機にある言語・方言の効果的な保存・継承の推進体制の強化のため、専門官を1名要求（4年時限）。

施策の予算額・執行額					
(※政策評価調書に記載する予算額)					
区分		23年度	24年度	25年度	26年度要求額
予算の状況 (千円) 上段：単独施策に係る予算 下段：複数施策に係る予算	当初予算	676,059 <0>	861,572 <0>	794,948 <0>	1,033,869 <0>
	補正予算	0 <0>	△61,318 <0>		
	繰越し等	0 <0>	0 <0>		
	合計	676,059 <0>	800,254 <0>		
	執行額 (千円)		615,876	697,336	

施策に関する内閣の重要政策・省内における検討会やその報告		
名称	年月日	関係部分抜粋
経済財政運営と改革の基本方針	平成 25 年 6 月 14 日閣議決定	<p>3. 教育等を通じた能力・個性を發揮するための基盤強化 (1) 教育再生の推進と文化・スポーツの振興 (文化芸術・スポーツの振興) 文化芸術立国を目指し、国として、日本文化・価値の発信や文化財の保存・活用・継承、国立文化施設の機能強化、文化芸術の担い手の育成と子どもの文化芸術体験機会の確保など文化芸術を振興するとともに、スポーツ立国を目指し、生涯スポーツ社会の実現や、オリンピック・パラリンピックの招致、国際競技力の向上、障害者スポーツの推進などスポーツを振興する。</p>
知的財産政策に関する基本方針	平成 25 年 6 月 7 日閣議決定	<p>…政府は、今後 10 年程度を見据えた知的財産政策について、以下の 4 つの柱を軸として展開する。また政府は 4 つの柱及びこれに沿った長期政策課題等を盛り込んだ知的財産政策ビジョン (平成 25 年 6 月 7 日知的財産戦略本部決定) に基づき知的財産に係る施策を実施していく…。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築</li> <li>中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援</li> <li>デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備</li> <li>コンテンツを中心としたソフトパワーの強化</li> </ol>
知的財産政策ビジョン	平成 25 年 6 月 7 日知的財産戦略本部決定	<p>第 3. デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クリエイターへ適切な対価が還元されるよう、私的録音録画補償金制度について、引き続き制度の見直しを行うとともに、必要に応じて当該制度に代わる新たな仕組みの導入を含む抜本的な検討を行い、コンテンツの再生産につながるサイクルを生み出すための仕組みを構築する。(文部科学省、経済産業省)</li> <li>・海外の巨大プラットフォーム事業者などに対する交渉力向上や模倣品・海賊版対策などのため、電子書籍に対応した著作権の整備など出版者への権利付与や、書籍の出版・電子配信に係る契約に関する課題について早期に検討を行い、必要な措置を講じる。(文部科学省、経済産業省)</li> </ul> <p>第 4. コンテンツを中心としたソフトパワーの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に根ざした文化芸術の魅力を国内外へ力強く発信し、また、国際交流の推進を図るため、2014 年開始予定の「東アジア文化都市」の取組を推進するとともに、文化芸術の力で地域おこしなどに取り組む「文化芸術創造都市」の情報集約・発信の国内プラットフォームである「創造都市ネットワーク日本」への支援を通して、地域ブランドの発信力を強化する。(文部科学省)</li> <li>・クリエイターによる学校訪問、巡回公演やワークショップ、体験教室の開催を通じて、子どもの頃からメディア芸術を含む様々な文化芸術を体験することにより、子どもたちの発想力やコミュニケーション能力を養い、将来のクリエイターの育成を図る。(文部科学省)</li> </ul>
文化芸術の振興に関する基本的な方針(第 3 次基本方針)	平成 23 年 2 月 8 日	<p>第 2 文化芸術振興に関する重点施策</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>重点戦略を推進するに当たって留意すべき事項</li> <li>(2)計画、実行、検証、改善 (PDCA) サイクル確立等</li> </ol> <p>第 3 文化芸術振興に関する基本的施策</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>5. 国語の正しい理解</li> <li>6. 日本語教育の普及及び充実</li> <li>7. 著作権等の保護及び利用</li> <li>10. その他の基盤の整備等</li> </ol>

日系定住外国人施策に関する基本方針	平成 22 年 8 月 31 日	2. 日系定住外国人施策の基本的な考え方 4. 国として今後取り組む又は検討する施策
-------------------	------------------	---

### 指標に用いたデータ・資料等

- ・「「トレーニングセミナー実施にかかる業務」実施報告書」  
(作成：(一社)コンテンツ海外流通促進機構)  
(作成または公表時期：平成22年3月、平成23年3月、平成24年3月、平成25年3月) (所在：文化庁)
- ・「国内の日本語教育の概要」  
(作成：文化庁) (作成又は公表時期：平成25年5月) (基準時点又は対象期間：各年11月1日)  
(所在：文化庁ホームページ ([http://www.bunka.go.jp/kokugo\\_nihongo/jitttaichousa/index.html](http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/jitttaichousa/index.html)))

有識者会議での指摘事項	ロンドンオリンピック誘致の際は、スポーツ、文化、教育の融合であるという憲章の理念に戻って、文化を推進するということを強くアピールした。2020年の東京オリンピック・パラリンピック誘致が決定した場合、是非文化の祭典としてのオリンピックの側面という点をきちんと政策の中に反映されるように、今から検討しておいていただきたい。
-------------	---

主管課 (課長名)	文化庁長官官房政策課 (清水明)
関係課 (課長名)	文化庁長官官房国際課 (佐藤透) 文化庁長官官房著作権課 (森孝之) 文化庁文化部国語課 (岩佐敬昭) 文化庁文化部宗務課 (萬谷宏之)